

教育委員会定例会日程

令和5年(2023年)4月27日

1 開 会

2 前回議事録の承認

3 議事録署名委員の決定

4 議事

日程第1

議案第19号

小田原市郷土文化館協議会委員の一部委嘱替えについて（生涯学習課）

日程第2

議案第20号

令和6年度使用教科用図書採択方針について（教育指導課）

5 報告事項

(1) 市議会3月定例会・予算特別委員会の概要について【資料配布のみ】

(資料1 教育部・文化部)

6 その他

(1) 「おだわらデジタルミュージアム」のオープンについて【資料配布のみ】

(資料2 生涯学習課)

(2) 令和4年度下半期寄付採納状況について【資料配布のみ】

(資料3 教育総務課)

(3) 令和4年度下半期教育委員会職員の公務災害の状況について【資料配布のみ】

(資料4 教育総務課)

7 閉 会

議案第19号

小田原市郷土文化館協議会委員の一部委嘱替えについて

小田原市郷土文化館協議会委員の一部委嘱替えについて、議決を求める。

令和5年4月27日提出

小田原市教育委員会

教育長 柳 下 正 祐

小田原市郷土文化館協議会委員の一部委嘱替え候補者（案）

【候補者】

選出区分	学校教育関係者
氏名	加藤 まゆみ
備考	小田原市立前羽小学校
委嘱期間	委嘱された日から令和5年（2023年）8月31日まで

選出区分	学校教育関係者
氏名	永山 健治
備考	小田原市立鴨宮中学校
委嘱期間	委嘱された日から令和5年（2023年）8月31日まで

【前任者】

選出区分	学校教育関係者
氏名	石井 美佐子

選出区分	学校教育関係者
氏名	加藤 直樹

小田原市郷土文化館協議会委員名簿

令和5年（2023年）4月1日現在

役職	選出区分	氏名	備考
委員長	学識経験者	ちよつき はじめ 一寸木 肇	おおい自然園 園長（自然：甲殻類）
副委員長	〃	とりい かずお 鳥居 和郎	小田原市文化財保護委員（歴史学）
〃	〃	しのはら さとし 篠原 聡	東海大学 准教授（博物館学）
〃	〃	やました ひろゆき 山下 浩之	県立生命の星・地球博物館 専門学芸員（自然：地質学）
〃	〃	た お まさとし 田尾 誠敏	東海大学 非常勤講師（考古学）
〃	〃	たじま よしこ 田嶋 佳子	西相美術協会 会長（美術：洋画）
〃	〃	たかほし のりこ 高橋 典子	シルク博物館 副館長（民俗学）
〃	学校教育関係者	かとう まゆみ 加藤 まゆみ	前羽小学校長
〃	〃	ながやま けんじ 永山 健治	鴨宮中学校長

※ 区分別五十音順・敬称略

任期：令和3年9月1日から令和5年8月31日まで

議案第20号

令和6年度使用教科用図書の採択方針について

令和6年度使用教科用図書の採択方針について、議決を求める。

令和5年4月27日提出

小田原市教育委員会

教育長 柳 下 正 祐

令和6年度使用教科用図書採択方針

小田原市教育委員会

1 基本的な考え方

(1) 国、県、市の資料等を踏まえて採択する。

文部科学省の「学習指導要領」、神奈川県教育委員会の「令和6年度使用小学校教科用図書調査研究の観点」、「令和6年度特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点」及び小田原市教科用図書採択検討部会（以下「検討部会」という。）の「答申」等を踏まえて採択する。

なお、中学校用教科用図書については、令和4年度採択と同一のものを採択する。（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同施行令第15条）

(2) 公正かつ適正を期し採択する。

静ひつな採択環境を確保し、採択権者としての判断と責任において公正かつ適正な採択を行う。

(3) 学校、児童生徒、地域等の特性を考慮して採択する。

本市の児童生徒の実態や地域の特性を考慮して採択する。

2 採択する教科用図書

教科用図書は、文部科学大臣から県教育委員会を通して送付される「教科書目録」に登載されているもののうちから採択する。ただし、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書（以下「附則第9条図書」という。）を除く。

(1) 小学校教科用図書

「教科書目録」に登載されているもののうちから採択する。

(2) 中学校教科用図書

令和4年度採択と同一のものを採択する。（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同施行令第15条）

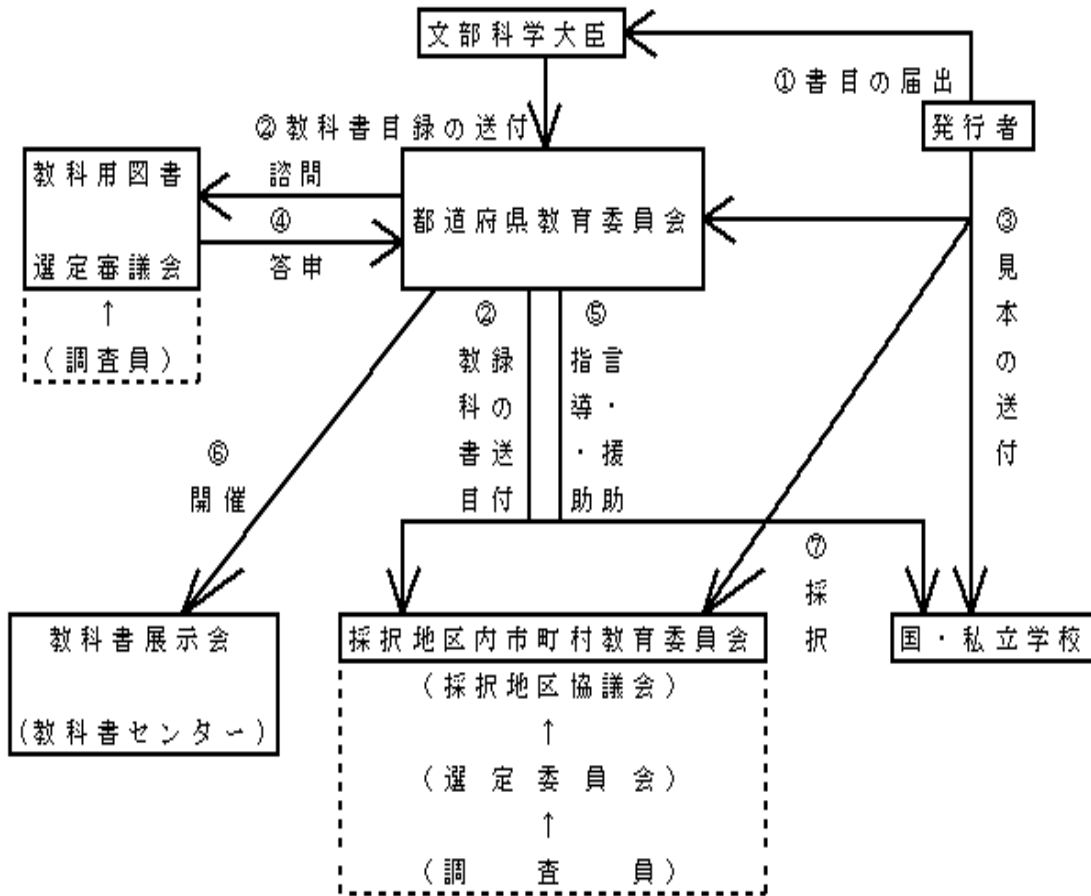
(3) 小学校及び中学校の特別支援学級用教科用図書

「教科書目録」に登載されているもの又は「附則第9条図書」のうちから採択する。

会 議 名	日時・場所	出 席 者	内 容
教育委員会定例会	4/27(木)19:00～ 市役所大会議室	教育委員	・教科用図書採択方針の 決定
第1回 小田原市教科用図書 採択検討部会	5/16(火)15:30～ けやき第2会議室	採択検討部会員	・採択基本方針確認 ・調査研究の方向性や日 程等の検討
第1回調査会	5/22(月)13:30～ 市役所大会議室	採択検討部会長、 各調査員 ※下郡含む	・調査員の委嘱 ・調査研究について
第2回・3回調査会	5/23(火)～ 6/27(火)の間で2 回	各調査員	・調査研究報告書の作成 ・調査員の都合により種 目部会ごとに会場及び 日時を決定
第4回調査会	7/4(火)13:30～ 合庁2D会議室	採択検討部会長、 副部会長 各調査員 ※下郡含む	・調査研究報告
教科書展示会	6/27(火)～ 7/14(金) 合同庁舎2階 9:00～17:00	一般市民・教員 教育委員会関係者	
第2回 小田原市教科用図書 採択検討部会	7/11(火)15:00～ けやき第2会議室	採択検討部会員 調査員代表1名	・調査研究報告 ・質疑及び協議
教育委員会 定例会(又は協議会)	7/26(水)13:30～ 市役所 全員協議会室	教育委員	・採択協議及び決定
教育委員会 臨時会(又は協議会)	7月下旬 時間・場所未定	教育委員	・採択協議及び決定
教育委員会 臨時会(又は協議会)	8/月上旬 時間・場所未定	教育委員	・採択協議及び決定

※令和元年度の採択時のスケジュールに基づき仮設定

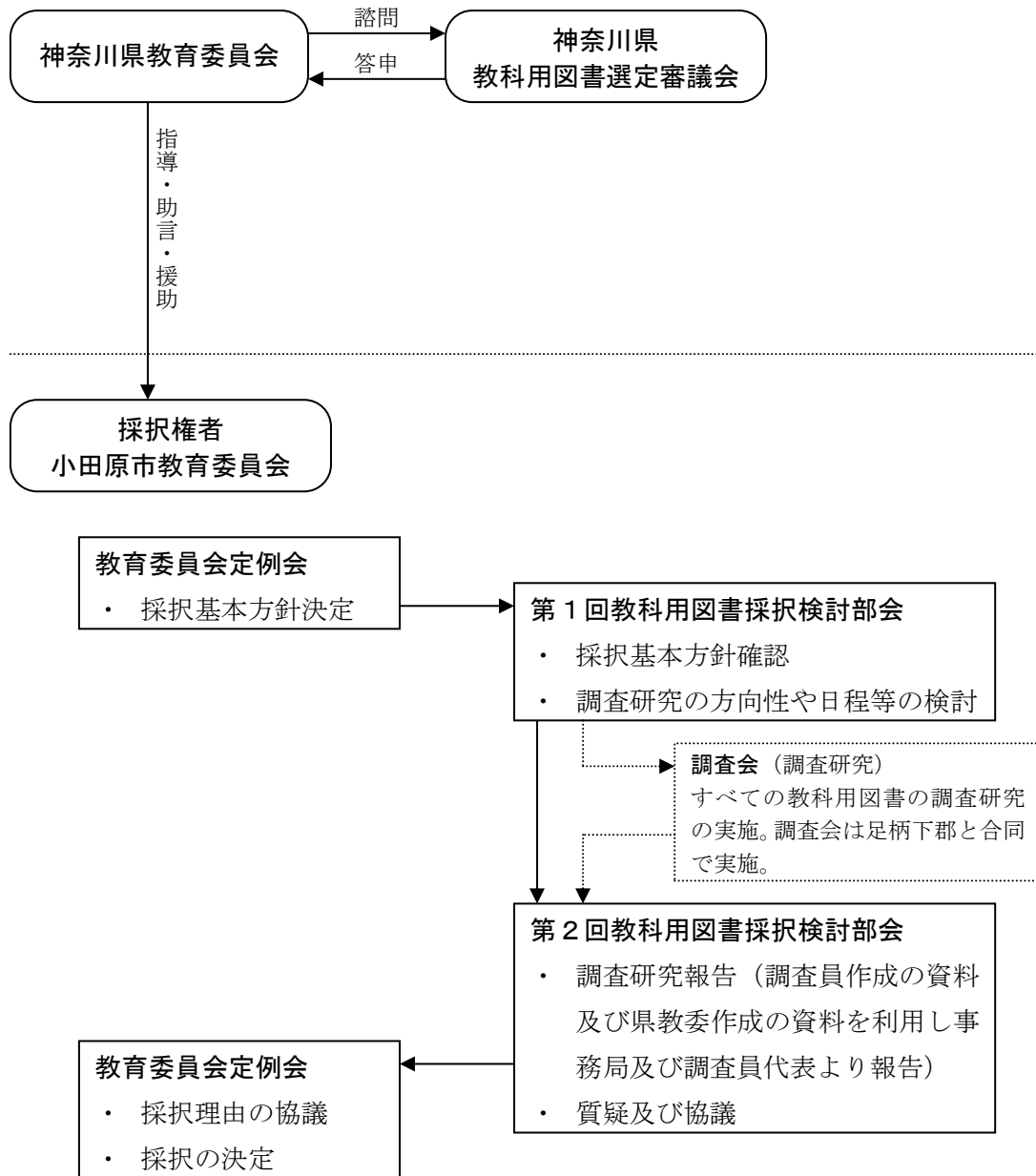
義務教育諸学校用教科書の採択の仕組み



主な根拠法令

- 採択の権限
 - 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条第 6 号
 - 教科書の発行に関する臨時措置法第 7 条第 1 項
- 採択の方法等、採択の時期
 - 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 48 条
 - 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 10 条、第 11 条、第 13 条、第 14 条、第 16 条、第 17 条
 - 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第 8 条～第 11 条、第 13 条、第 14 条
 - 教科書の発行に関する臨時措置法第 4 条、第 5 条、第 6 条

令和 6 年度使用教科用図書採択までの流れ



※主な根拠法令

採択の権限

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条第 6 号

第 21 条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

教科書の発行に関する臨時措置法第 7 条第 1 項

第七条 市町村の教育委員会、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校及び私立学校の長は、採択した教科書の需要数を、都道府県の教育委員会に報告しなければならない。

採択の方法等、採択の時期

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 48 条

第 48 条 地方自治法第 245 条の 4 第 1 項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県委員会は市町村に対し、都道府県又は市町村の教育に関する事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

2 前項の指導、助言又は援助を例示すると、おおむね次のとおりである。

- 一 学校その他の教育機関の設置及び管理並びに整備に関し、指導及び助言を与えること。
- 二 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導、職業指導、教科書その他の教材の取扱いその他学校運営に関し、指導及び助言を与えること。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 10 条、第 11 条、第 13 条、第 14 条、第 16 条、第 17 条

第三章 採択

（都道府県の教育委員会の任務）

第十条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならない。

（教科用図書選定審議会）

第十一条 都道府県の教育委員会は、前条の規定により指導、助言又は援助を行なおうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）の意見をきかなければならない。

- 2 選定審議会は、毎年度、政令で定める期間、都道府県に置く。
- 3 選定審議会は、条例で定める人数の委員で組織する。

(採択地区)

第十二条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域について、市若しくは郡の区域又はこれらの区域をあわせた地域に、教科用図書採択地区（以下この章において「採択地区」という。）を設定しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ市町村の教育委員会の意見をきかなければならない。

3 都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更したときは、すみやかにこれを告示するとともに、文部科学大臣にその旨を報告しなければならない。

(教科用図書の採択)

第十三条 都道府県内の義務教育諸学校（都道府県立の義務教育諸学校を除く。）において使用する教科用図書の採択は、第十条の規定によつて当該都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。）ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

2 都道府県立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、あらかじめ選定審議会の意見をきいて、種目ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

3 公立の中学校で学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書については、市町村の教育委員会又は都道府県の教育委員会は、前二項の規定にかかわらず、学校ごとに、種目ごとに一種の教科用図書の採択を行うものとする。

4 第一項の場合において、採択地区が二以上の市町村の区域をあわせた地域であるときは、当該採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書については、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議して種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。

5 前各項の採択は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第三百三十二号。以下「臨時措置法」という。）第六条第一項の規定により文部科学大臣から送付される目録に記載された教科用図書のうちから行わなければならない。ただし、学校教育法 附則第九条に規定する教科用図書については、この限りでない。

(同一教科用図書を採択する期間)

第十四条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

第十五条 削除

(指定都市に関する特例)

第十六条 指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下この条において同じ。）については、当該指定都市を包括する都道府県の教育委員会は、第十二条第一項の規定にかかわらず、指定都市の区の区域又はその区域をあわせた地域に、採択地区を設定しなければならない。

2 指定都市の教育委員会は、第十条の規定によつて都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、前項の採択地区ごとに、当該採択地区内の指定都市の設置する小学校及び中学校において使用する教科用図書として、種目ごとに一種の教科用図書を採択する。

3 第十三条第三項及び第五項の規定は、前項の採択について準用する。

(政令への委任)

第十七条 この章に規定するもののほか、選定審議会の所掌事務、組織及び運営並びに採択地区の設定、採択の時期その他採択に関し必要な事項は、政令で定める。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第8条～第11条、第13条、第14条

(教科用図書選定審議会の設置期間)

第8条 教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）を置く期間は、4月1日から8月31日までとする。

(選定審議会の所掌事務)

第9条 選定審議会は、都道府県の教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、及び必要と認めるときは、これらの事項について都道府県の教育委員会に建議する。

一 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う教科用図書の採択に関する事務について都道府県の教育委員会の行う採択基準の作成、選定に必要な資料の作成その他指導、助言又は援助に関する重要事項

二 都道府県の設置する義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関する事項

(選定審議会の委員)

第10条 選定審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、都道府県の教育委員会が任命する。この場合において、第1号に掲げる者のうちから任命される委員の数は、委員の定数のおおむね3分の1になるようにしなければならない。

一 義務教育諸学校の校長及び教員

二 都道府県の教育委員会の事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員並びに市町村の教育委員会の委員、教育長及び事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員

三 教育に関し学識経験を有する者

2 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、選定審議会の委員となることができない。

(教育委員会規則への委任)

第11条 前条に定めるもののほか、選定審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会規則で定める。

(採択地区の設定の特例)

第12条 都の区域のうち支庁の所管区域については、これを郡の区域とみなして、法第12条第1項の規定を適用する。

(採択の時期)

第13条 義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、当該教科用図書を使用する年度の前年度の8月31日までに行わなければならない。

2 9月1日以後において新たに教科用図書を採択する必要があるときは、すみやかに教科用図書の採択を行わなければならない。

(同一教科用図書を採択する期間)

第14条 法第14条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間(以下この条において「採択期間」という。)は、学校教育法(昭和22年法律第26号)附則第9条に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4年とする。

2 採択期間内において採択した教科用図書(以下この条において「既採択教科用図書」という。)の発行が行われないこととなった場合その他の文部科学省令で定める場合には、新たに既採択教科用図書以外の教科用図書を採択することができる。

3 前項に規定する場合(教育課程の基準の変更に伴い既採択教科用図書の発行が行われないこととなった場合を除く。)において、新たに採択する教科用図書についての採択期間は、第1項の規定にかかわらず、既採択教科用図書についての採択期間から文部科学省令で定める期間を控除した期間とする。

教科書の発行に関する臨時措置法第4条、第5条、第6条

第四条 発行者は、毎年、文部科学大臣の指示する時期に、発行しようとする教科書の書目を、文部科学大臣に届け出なければならない。

第五条 都道府県の教育委員会は、毎年、文部科学大臣の指示する時期に、教科書展示会を開かななければならない。

2 教科書展示会に関しては、文部科学省令をもつてその基準を定める。

第六条 文部科学大臣は、第四条の届出に基き目録(義務教育諸学校の教科書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和三十八年法律第百八十二号)第十八条第一項に規定する教科用図書発行者の届出に基づくものに限る。)を作成し、都道府県の教育委員会にこれを送付するものとする。

2 都道府県の教育委員会は、前項の目録を当該都道府県の区域内にある第二条第一項に規定する学校に、配布するものとする。

3 発行者は、第四条によつて届け出た教科書の見本を、前条の教科書展示会に出品することができる。

第七条 市町村の教育委員会、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二条第二項に規定する国立学校及び私立学校の長は、採択した教科書の需要数を、都道府県の教育委員会に報告しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、都道府県内の教科書の需要数を、文部科学省令の定めるところにより、文部科学大臣に報告しなければならない。

○小田原市教科用図書採択検討部会設置要綱

(平成 23 年 4 月 24 日)

小田原市教科用図書採択検討部会設置要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、小田原市教科用図書採択検討部会（以下「検討部会」という。）の設置並びに組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 小田原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う教科用図書の採択に関し、必要な事項を調査検討することを目的として検討部会を設置する。

(組織)

第 3 条 検討部会は、おおむね次に掲げる機関・団体の構成員等から選出した者をもって構成する。

- (1) 校長会 2 名
- (2) 教育研究会 2 名
- (3) 教員 3 名
- (4) 保護者 2 名
- (5) その他、教育委員会が必要と認める者

2 部会員の任期は当該年度の末までの 1 年とする。

(役員)

第 4 条 検討部会に部会長 1 名及び副部会長 1 名を置くものとし、部会長、副部会長は部会員の中から互選により定める。

2 部会長は会務を総理し、会議の議長となる。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故のあるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 検討部会の会議は、部会長が招集する。

2 検討部会の会議は、部会員の過半数の出席をもって開くことができる。

3 会議の議事は、出席部会員の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(調査員)

第 6 条 検討部会は、専門事項を調査するため調査員を置くことができる。

2 調査員は、学校教育に経験豊かな者のうちから部会長が委嘱する。

3 調査員の任期は、その都度教育委員会が定める。

4 調査員は県教育委員会から提示された資料等を参考にして、教科用図書を調査研究し、ま

た、採択に関し必要な資料を作成し、検討部会に報告するものとする。

5 教科用図書の調査研究については、足柄下採択地区協議会と相互に協力して行う。

(部会員及び調査員の要件)

第7条 部会員及び調査員は、教科用図書の採択に直接の利害関係を有しない公正な立場の者を持って充てる。

(庶務)

第8条 検討部会の庶務は、教育委員会教育指導課に事務局を置き処理する。

(会計年度)

第9条 検討部会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討部会の運営に関し必要な事項については、部会長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月24日から施行する。

令和5年3月定例会日程(案)

第1日目	2月14日	火	本会議	補正予算上程、提案説明、質疑、常任委員会付託 陳情等常任委員会付託 新年度予算上程、施政方針演説、提案説明
第2日目	2月15日	水	(休会)	(代表質問通告締切=15日正午)
第3日目	2月16日	木		(16日=総務常任委員会)
第4日目	2月17日	金		(17日=厚生文教常任委員会)
第5日目	2月18日	(土)		
第6日目	2月19日	(日)		
第7日目	2月20日	月		(20日=建設経済常任委員会)
第8日目	2月21日	火		(21日=委員長報告書検討日)
第9日目	2月22日	水		
第10日目	2月23日	(木)		(23日=天皇誕生日)
第11日目	2月24日	金		
第12日目	2月25日	(土)		
第13日目	2月26日	(日)		
第14日目	2月27日	月		本会議
第15日目	2月28日	火		各派代表質問、予算特別委員会付託 予算特別委員会開催(2/28~3/23)
第16日目	3月1日	水	(休会)	予特(市議会事務局、企画部、総務部)
第17日目	3月2日	木		予特(市民部、防災部、文化部)
第18日目	3月3日	金		予特(病院管理局、福祉健康部、環境部)
第19日目	3月4日	(土)		
第20日目	3月5日	(日)		
第21日目	3月6日	月		予特(公営事業部、経済部)
第22日目	3月7日	火		予特(消防本部、都市部、建設部)
第23日目	3月8日	水		(8日=中学校卒業式)
第24日目	3月9日	木		予特(上下水道局、子ども青少年部、教育部)
第25日目	3月10日	金		予特(現地視察(予定)日)、(総括質疑通告締切 午後3時)
第26日目	3月11日	(土)		
第27日目	3月12日	(日)		
第28日目	3月13日	月		
第29日目	3月14日	火		
第30日目	3月15日	水		
第31日目	3月16日	木		予特(総括質疑)
第32日目	3月17日	金		(17日=幼稚園卒園式)
第33日目	3月18日	(土)		
第34日目	3月19日	(日)		
第35日目	3月20日	月		予特(総括質疑・採決・とりまとめ)
第36日目	3月21日	(火)		(21日=春分の日)
第37日目	3月22日	水		(22日=小学校卒業式)
第38日目	3月23日	木		予特(委員長報告書検討日)
第39日目	3月24日	金	本会議	予算特別委員長審査結果報告、採決

※ 告示/請願・陳情受付締切 2月7日(火)

※ 議会運営委員会 2月8日(水)

厚生文教常任委員会（教育部・文化部）

令和5年2月17日実施

1 議題

（1）議案

- ・ 議案第1号 令和4年度小田原市一般会計補正予算（所管事項）

→ 【結果】 常任委員会「可決すべきもの」 — 本会議「原案可決」

2 所管事務調査

（1）報告事項

- ・ おだわっ子見守りサービスの導入について

質問順 1 緑風会 13番 鈴木紀雄

- 3 重点施策の取組について
- (3) 教育・子育てについて
 - ア 小田原版STEAM教育について
 - イ 学校給食センターの防災施設としての活用について
- (7) まちづくりについて
 - イ 市民会館跡地等の整備について

質問順 2 志民の会 11番 鈴木美伸

- 4 教育・子育て
 - (1) 質の高い学校教育について
 - (2) 教育環境の整備について
 - (4) 家庭教育支援条例について
 - (5) 子どもの安全対策の推進について
 - (6) 幼児教育・保育の質の向上について
- 6 歴史・文化
 - (1) 歴史・文化資源の魅力向上等について

質問順 3 日本共産党 24番 田中利恵子

- 3 重点施策の取組について
- (3) 教育・子育てについて
 - ア 質の高い学校教育について
 - ウ 給食費無償化を実施すべきことについて
 - エ 家庭教育支援について

質問順 4 誠新 26番 清水隆男

- 2 重点施策の取組について
- (3) 教育・子育てについて
 - ア 小田原版STEAM教育について
 - イ 小中学校の水泳授業について
 - ウ 子どもの安全対策の推進について

質問順 5 公明党 15番 奥山孝二郎

- 4 教育・子育て
 - (3) 子どもの安全対策の推進について
- 6 歴史・文化
 - (1) 歴史・文化資源の魅力向上による交流促進について

質問順 6 誠風 19番 井上昌彦

- 4 教育・子育てについて
 - (1) 小田原版STEAM教育について
 - (3) 通学路見守りシステム導入について

質問順	1	12番	杉山三郎
-----	---	-----	------

3 重点施策の取組について

(1) 教育・子育てについて

ア 質の高い学校教育について

ウ 幼児教育、保育の質の向上について

(2) 歴史・文化について

ア 御用米曲輪整備等のあり方について

*代表質問・個人質問（教育部）

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
鈴木紀雄	小田原版STEAM教育について	教育長	STEAM教育とはどのようなものか、また小田原版STEAM教育の特徴はどのようなものか伺う。	STEAM教育とは、各教科での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科横断的な教育である。 小田原版STEAM教育は、本市の豊かな歴史、文化、産業、自然などの地域素材を切り口としていることが特徴であり、身近な地域の問題を解決する過程で、地域の「人・もの・こと」と関わりながら、探究的・創造的な学習活動を行うことにより、より良い社会を実現しようとする資質・能力（社会力）を育むものである。
		教育長	小田原版STEAM教育の、これまでの取組と今後の方向性について伺う。	小田原版STEAM教育については、令和4年度から教育研究所において中学校の教職員6人を研究員として委嘱する共同研究を行っており、大学教授から助言を受けながら研究・開発を進めている。 令和5年度は、研究員の在籍する中学校からモデル校として1校を指定し、民間の専門事業者の知見を活用しながら、生徒が主体となって探究的・創造的な学習活動を展開できるよう、共同研究の成果を実践プランとして試行していく。
	用防学に災校つ施給い設食てとセしんてタのー活の	教育長	建て替えられる学校給食センターの防災施設としての活用内容及びその課題についてどのように考えているのか伺う。	学校給食センターは、「小田原市地域防災計画」において、大規模災害が発生した際の炊き出しを行う施設として位置づけられていることから、新しいセンターはライフラインが復旧した時点で炊き出しを行う施設として計画を進めている。 炊き出し施設として運用する際の課題としては、調理業務を委託する予定であるため調理員等の人員の確保、炊き出しに使用する物資の調達等を想定している。 これらの課題については、委託業務の仕様の検討、庁内関連部局との連携などによって解決を図っていく。
鈴木美伸	質の高い学校教育について	教育長	第2期教育大綱及び第4期教育振興基本計画の策定に向け、これまでの大綱等をどのように総括し、具体的に何をどのように変えたのか。	教育の理念や目標を掲げる教育大綱と、その理念を具現化する教育振興基本計画の策定に当たっては、総合教育会議、教育委員会事務の点検・評価、有識者会議などを通じて、これまでの成果や課題を議論してきた。 こうした議論を踏まえ、学校教育に特化していた構成から、人生100年時代を見据えた生涯の学びの視点を新たに追加し、社会情勢の変化への対応のほか、公民連携やデジタル技術の活用の視点も盛り込み、「社会力」を育む学びを目指すこととした。
		教育長	ステップアップ調査のモデル校における成果について伺う。	モデル校6校には教育研究所が学校訪問による支援を行い、児童生徒が自分の学力や学習状況を前年度の結果と比較し、自分自身がどうしたらより成長できるかを考える機会となった。 また、学力を伸ばす良い取組を校内で共有したほか、伸びが見られなかった児童生徒に対する支援の方策を考えるなど、学級担任や教科担当が調査結果を児童生徒指導や授業改善に生かし、個に応じたきめ細かい指導の充実を図ることができた。
		教育長	小田原版STEAM教育とは具体的にどのようなものか伺う。	STEAM教育とは、各教科での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科横断的な教育である。 小田原版STEAM教育は、本市の豊かな歴史、文化、産業、自然などの地域素材を切り口とし、身近な地域の問題を解決する過程で、地域の「人・もの・こと」と関わりながら、探究的・創造的な学習活動を行い、より良い社会を実現しようとする資質・能力（社会力）を育むものである。
		教育長	「GIGAワークブックおだわら」を活用することで、どのような児童生徒を育成することができるのか伺う。	「GIGAワークブックおだわら」は、情報活用と情報モラルをセットで学ぶことができる教材として、民間財団と連携して作成している。 インターネットや通信機器などの普及に伴い、大量の情報の中には不適切な内容も含まれており、この教材を活用することで、情報化社会の中を生きる児童生徒が、ICT機器を活用して、情報の安全性や有効性について自ら考える力を身に付けることができるようになると考えている。
		教育長	令和5年度の水泳授業の方向性について伺う。	小中学校の水泳授業は、新型コロナウイルス感染症対策により、令和2年度以降実施を見送る学校が多くあった。 新型コロナウイルス感染症が感染症法上5類に移行する令和5年度の水泳授業については、原則実施となるが、プールの劣化等により実施できないことも想定される。 一方、今後の水泳授業及び学校プールのあり方を検討するため、令和4年度に民間スイミングスクールでの水泳授業を試行的に実施したが、水泳授業の質の向上や教員の働き方改革等に効果的であることから、令和5年度は実施校を拡大することとしている。
		教育長	令和5年度の夏休みのプール開放実施の見通しについて伺う。	プール開放については、PTAが実施主体となっており、各学校と協議の上、実施の判断をしている。 令和5年度に自校で水泳授業を実施する学校では、プール開放の実施についても前向きに検討するものと捉えている。

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
鈴木 美伸	て整備教育に環境の	教育長	特別教室への空調設置について、今後の整備予定を伺う。	特別教室への空調の整備については、財政負担を抑えつつ、令和8年度までに全ての小中学校に整備できるよう、1校当たり4教室程度の整備を行っている。 小学校への整備は、令和6年度までに完了する見込みであり、中学校については、学校の実情に応じた教室数の整備も検討しながら、早期の整備に努めていく。
	子どもの安全対策の推進について	教育長	見守りシステムの内容について伺う。	このシステムは、無償で配布される専用端末を所持した児童が、街中にある見守りスポットや見守りアプリをスマートフォン等にインストールした見守り人や見守りタクシーとすれ違った時に、その位置情報や通過時間が記録される仕組みである。 GPSのように常時位置情報を把握できるわけではないが、市内の至るところで検知できる環境を整備することで、迷子や行方不明などの緊急時に迅速な対応をとることが可能となる。 また、有償になるが、児童が見守りスポット等を通じた時に保護者に位置情報を通知するサービスもある。
		教育長	モデル校の選定理由、及びモデル校への導入スケジュールについて伺う。	事業を先行して行うモデル校では、今後の事業展開の参考にするため保護者にアンケートを行うが、できるだけ多くの回答を得るため、児童数が多く、学区が隣接している小学校3校を選定した。 モデル校への導入スケジュールについては、令和5年2月から見守りスポットの設置や専用端末の児童への配布の準備を始めており、5月末には本格稼働する予定である。 併せて、事業の実施をホームページ等に掲載するほか、自治会やPTA等に働きかけ、見守り人を募集していく予定である。
向幼上児に教育ついで保育の質の	教育長	市立幼稚園の園児数が減少する中で、幼稚園教育の重要性をどのように捉えているのか。また、幼児教育・保育の質の向上に向けた市立幼稚園の役割について伺う。	幼稚園教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培い、小学校以降の生活や学習の基盤となるものであり、非常に重要である。 市立幼稚園は、幼児教育の研究・実践のほか、インクルーシブ教育、幼保小や地域との連携などの役割を担っている。 園児数の減少が続いている状況ではあるが、こうした役割を着実に担い、幼児教育・保育の質の向上に貢献するとともに、子供たちの自己肯定感や主体性を育み、社会性の基礎の取得や基礎体力の向上を図る幼児教育に取り組んでいく。	
田中 利恵子	質の高い学校教育について	教育長	ステップアップ調査の取組は質の高い教育と言えないと考えるが、ご所見を伺う。	ステップアップ調査は、児童生徒一人ひとりの学力の「伸び」を見るだけでなく、自己効力感ややりぬく力など、日常生活に必要な「生きる力」とされる非認知能力にも着目しているという特長がある。 児童生徒それぞれの成長をしっかりと捉え、個に応じた指導・支援をしていくことは、質の高い教育、すなわち子供たち一人ひとりが充実した人生を送り、よりよい地域社会をつくる力（社会力）の育成につながるものである。
		教育長	民間のスイミングスクールを活用した水泳授業は、質の高い教育とは言えないと考えるが、ご所見を伺う。	令和4年度モデル実施した学校の水泳授業では、児童の技能習熟別グループ編制により、専門のインストラクターから一人ひとりにきめ細かな指導が行われ、従来の学校での水泳授業と比較して、学習意欲の向上や技能習得の効果が大きかった。 こうした個々のスキルに応じた専門性の高い指導を受けられることは、質の高い教育に繋がるものと考えている。
	す給食費無償化を実施	教育長	市立小中学校の学校給食費無償化を検討すべきではないか。	学校給食法に基づき、食材料費については給食費として保護者にご負担いただいている。 本市では、物価高騰に伴う食材料費の値上がり分を支援するため、令和4年市議会6月定例会で補正予算措置がされたところであり、令和5年度当初予算においても、この支援を継続する予定としている。 給食費無償化には、多額の財源が継続的に必要となるため、国や県、他自治体の動向のほか、市民ニーズや必要性、そして他施策とのバランスを見極めることが必要であると考えている。
清水 隆男	教小育に田原つ版STEAM	教育長	小田原版STEAM教育とはどのような教育なのか、また、これまでの研究の取組について伺う。	小田原版STEAM教育は、各教科での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科横断的な学習であり、身近な地域の問題を解決する過程で、地域の「人・もの・こと」と関わりながら、探究的・創造的な学習活動を行うことで、より良い社会を実現しようとする資質・能力を育むものである。 令和4年度は、教育研究所の共同研究で、大学教授からの助言を受けながら、教職員6名の研究員を中心に中学校での実践に向けて研究を進めている。

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
清水 隆男	小田原版STEAM教育について	教育長	小田原版STEAM教育を行う意義について伺う。	<p>コロナ禍や地球温暖化に伴う気候変動、社会のグローバル化による価値観の多様化など、私たちを取り巻く環境は激しく変化し、既存の知識では対応できない様々な問題が山積している。</p> <p>こうした社会情勢に対応するには知識の獲得だけでなく、自ら問題を発見し解決する能力等を育成することが必要である。</p> <p>子供たちが、小田原版STEAM教育を通じ、地域社会と関わることにより、実在する諸問題に向き合い、解決策を考え、創造しようとする学習経験を積むことは、よりよい地域社会を創る力、すなわち社会力の育成につながるものとする。</p>
		教育長	専門業者の知見を活用するとは何か伺う。	<p>STEAM教育は、生徒の主体的な探究過程を大切にするため、教員がファシリテーターとして生徒の思考を引き出す指導技術が必要になる。</p> <p>また、一人一人の学びを充実したものにするため、地域素材の教材化や、地元の人材や企業、自治会等との連携も必要になる。</p> <p>そこで、先進自治体において受託実績のある専門業者に、モデル校での指導技術に関する研修や授業案の作成・授業のサポートなどを委託することで、小田原版STEAM教育を円滑に導入していく。</p>
	小中学校の水泳授業について	教育長	民間スイミングスクールを活用する上での課題を伺う。	<p>民間スイミングスクールでの水泳授業実施については、実施施設と学校の立地条件により、バス等の各種移動手段の確保、移動時の安全対策、移動時間を含めた授業時間の確保などの課題が挙げられる。</p> <p>このほか、民間スイミングスクールの受入能力、受入時間等との調整に加え、実施に要する費用も課題となる。</p>
		教育長	民間スイミングスクールとどのように連携していくのか、展望を伺う。	<p>令和4年度に試行的に実施した民間スイミングスクールでの水泳授業は、水泳指導の質の向上や教職員の負担軽減等の効果があり、保護者等に実施したアンケートでも大変好評であったことから、令和5年度は実施校を拡大することとしている。</p> <p>今後も、可能な限り民間スイミングスクールとの連携を拡大していきたいが、受入能力や費用面等の課題もあることから、水泳授業への指導員派遣やプールの拠点化・集約化等様々な手法を視野に入れ、水泳授業及び学校プールのあり方について検討していく。</p>
子どもたちの安全対策の	教育長	通学路見守りシステムの導入に至った経緯と意義について伺う。	<p>本市では、第6次小田原市総合計画「2030ロードマップ1.0」の重点施策として、子どもの安全対策の推進を掲げ、児童の通学路等の安全対策は喫緊の課題と捉え、様々な方策を検討してきた。</p> <p>そうした中、事業者からシステム導入の提案があり、他自治体での導入事例から、通学路の安全対策に有効であると判断した。</p> <p>市民が見守り人となるこのシステムは、児童の安全対策だけでなく、「まち全体で子どもたちを見守る」子供にやさしいまちづくりにも寄与できると考えている。</p>	
奥山 孝二郎	子どもたちの安全対策	教育長	通学路見守りシステムの市内全域の拡大予定とそのスケジュールについて伺う。	<p>令和5年2月から、児童数が多く、学区が隣接している三の丸小学校、足柄小学校及び芦子小学校の3校をモデル校として事業の準備に着手している。</p> <p>残る小学校22校への拡大については、協定を締結している企業や各小学校とスケジュールを調整し、できるだけ早く実現していく。</p>
井上 昌彦	小田原版STEAM教育について	教育長	令和4年度の小田原版STEAM教育の取組について伺う。	<p>令和4年度は、教育研究所の共同研究で、大学教授からの助言を受けながら、教職員6名の研究員を中心に中学校での実践に向けて研究を進めている。</p> <p>共同研究では、小田原版STEAM教育が探究的・創造的な学びとなるように、学区や地域にある豊かな地域素材を教材化し、各研究員が考えた実践プランについて検討を重ねている。</p>
		教育長	令和5年度の小田原版STEAM教育について、どのように取り組んでいくのか伺う。	<p>教育研究所では、先ほど答弁した共同研究を継続し、中学校での具体的な実践方法について、さらに研究を進めていく。</p> <p>また、モデル校1校を指定し、民間の専門事業者の知見を活用しながら、生徒が主体となって探究的・創造的な学習活動を展開できるよう、共同研究で考案した実践プランを試行していく。</p> <p>実践にあたっては、生徒が「地域に参画することの良さ」や「多様な人と協働することの大切さ」に気づくなど、より良い社会を実現しようとする資質・能力を育むことができるよう取り組んでいく。</p>

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
井上 昌彦	に通つ学路見守りシステム導入	教育長	通学路見守りシステムの概要について伺う。	このシステムは、無償で配付される専用端末を所持した児童が、街中にある見守りスポットや見守りアプリをスマートフォン等にインストールした見守り人や見守りタクシーとすれ違った時に、その位置情報や通過時間が記録される仕組みである。 GPSのように常時位置情報を把握できるわけではないが、市内の至るところで検知できる環境を整備することで、迷子や行方不明などの緊急時に迅速な対応をとることが可能となる。 また、有償になるが、児童が見守りスポット等を通じた時に保護者に位置情報を通知するサービスもある。
		教育長	モデル校名、及び事業の全市場展開の予定について伺う。	令和5年2月から、児童数が多く、学区が隣接している三の丸小学校、足柄小学校及び芦子小学校の3校をモデル校として事業の準備に着手している。 残る小学校22校についても、協定を締結している企業や各小学校とスケジュールを調整し、できるだけ早く導入していく。
杉山 三郎	質の高い学校教育について	教育長	市立小中学校の学校給食費の無償化についてどのように考えているのか。また、市立小中学校の学校給食費を無償化したら新たに市としてどのくらいの財源が必要となるのか。	学校給食法により、給食費は保護者負担が原則となっているが、本市では、物価高騰に伴う食材料費の値上がり分を支援しており、令和5年度当初予算でも、この支援を継続する予定である。 給食費無償化には、多額の財源が継続的に必要となるため、国や県、他自治体の動向のほか、市民ニーズや必要性、そして他施策とのバランスを見極めることが必要であると考えている。 市立小中学校の給食費を完全無償化した場合、概算ではあるが、新たに約6億円程度の財源が必要となる。
		教育長	園児数減少が続く中、総合計画に掲げる2030年の姿に向けて、市立幼稚園のあるべき役割をどのように考えているか伺う。	平成28年3月に策定した「今後の公立幼稚園のあり方に関する基本方針」において、市立幼稚園の役割として幼児教育の充実に向けた研究・実践、幼保小連携の推進、特別支援教育の充実など5つを掲げている。 園児数が減少している状況ではあるが、私立幼稚園等とも連携を図りながら、市立幼稚園としての5つの役割を果たし、本市において、誰でも多様で特色のある質の高い幼児教育・保育が受けることができるよう幼稚園教育に取り組んでいく。

***代表質問・個人質問（文化部）**

鈴木 紀雄	まちづくりについて	市長	小田原城大手門の復元に向け、現状の課題と今後における整備の見直し等について伺う。	大手門は市民会館跡地の南側に位置し、現在の鐘撞堂がかつての大手門北側の櫓台に位置し、この場所は国指定史跡となっている。 外観がわかる写真や構造がわかる資料などが不足していることや、新たな用地取得や道路の付け替えなどが大手門復元への課題であると考えている。 大手門は、歴史的に極めて重要であると認識しており、引き続き復元の可能性について調査・研究を進める一方、説明板を設置するなど若い世代にもその意義を継承していくように取り組んでいきたいと考えている。
鈴木 美伸	家庭教育支援条例について	市長	静岡県の藤曲県議を県議会の勉強会に招くなど、旧統一教会と家庭教育支援条例との関係性が深く指摘されている中、条例制定は適切ではないと考えるが、市長の見解を伺う。	本市の家庭教育支援については、地域や行政、学校、事業者等が家庭の支えとなり、社会全体で子育てや家庭教育を支援していくことを目指している。 重要なことは、社会環境が変化し、家庭環境が多様化する中で、保護者が安心して子育てや教育に取り組むことができるよう、社会全体でいかに効果的に支援していくかということである。 いずれにしても、条例の制定はその手段の一つであり、地域や事業者等との連携を強化する視点で、家庭教育支援に係る事業の見直しも行いながら、家庭教育支援の在り方について、引き続き検討してまいりたい。
	歴史的価値の向上源に魅力文化	市長	施政方針には、歴史的価値の高い小田原城等とあるが、「等」とは何を指しているのか伺う。	歴史的価値の高い小田原城跡等の「等」は、本市に所在する3つの国指定史跡のうち、「史跡小田原城跡」を除く、「史跡石垣山」及び「史跡江戸城石垣石丁場跡」を示している。

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
田中 利恵子	重点 施策 の取組 につ いて	市長	条例制定は行うのか、それとも断念したのか。又は引き続き検討するのか。市長の考えを伺う。	本市の家庭教育支援については、地域や行政、学校、事業者等が家庭の支えとなり、社会全体で子育てや家庭教育を支援していくことを目指している。重要なことは、社会環境が変化し、家庭環境が多様化する中で、保護者が安心して子育てや教育に取り組むことができるよう、社会全体でいかに効果的に支援していくかということである。いずれにしても、条例の制定はその手段の一つであり、引き続き家庭教育支援の在り方について、条例制定の必要性も含め検討してまいりたい。
奥山 孝二郎	て上歴 に史よ る文 化流 資源 促進 の魅 つ力 い向	市長	御用米曲輪整備の在り方の調査・研究はどのような内容であるか伺う。	御用米曲輪では、全国でも出土例が少ない戦国時代の貴重な庭園遺構等が確認され、その整備手法が課題となっている。そこで、整備手法を検討するため、令和4年度に学識経験者からなる、史跡小田原城跡御用米曲輪戦国期整備検討部会を設置した。令和5年度については、遺構の範囲を確認する発掘調査や現地の環境調査などを実施することとしている。また、整備の方向性については、調査結果を踏まえ、戦国期整備検討部会及び史跡小田原城跡調査・整備委員会の御指導を頂きながら見極めてまいりたい。
杉山 三郎	歴史 ・文 化に つ いて	市長	御用米曲輪の整備について、現在の進捗状況について伺う。	御用米曲輪では、発掘調査により、全国でも出土例が少ない戦国時代の貴重な庭園遺構等が確認されている。同じ場所に戦国時代と江戸時代の異なる時代の遺構が展開していることから、その整備手法を検討するため、令和4年度に学識経験者からなる、史跡小田原城跡御用米曲輪戦国期整備検討部会を設置したところである。令和5年度については、遺構の範囲を確認する発掘調査や現地の環境調査などを実施することとしている。
		市長	馬屋曲輪二重櫓を復元する考えはないのか伺う。	馬屋曲輪二重櫓は、江戸時代の絵図等により馬屋曲輪の南東の隅に建っていたことが確認されている櫓である。馬屋曲輪については、平成12年度から平成18年度まで発掘調査を実施し、平成21年度の馬出門の開門をもって整備を終えている。史跡地内での櫓等の建造物の復元には、外観がわかる写真や、構造がわかる資料などが必要とされているが、馬屋曲輪二重櫓については、いまのところ写真や図面が発見されていない。現在、御用米曲輪の整備を進めているところであり、新たな資料の発見が必要となる馬屋曲輪二重櫓の復元については、将来的な課題であると考えている。

予算特別委員会総括質疑（教育部・文化部）

質疑順 3 志民の会 小谷英次郎委員

- 6 (款) 10教育費 (項) 1 教育総務費 (目) 2 事務局費における教育環境の整備のうち学校給食事業について
(1) 小中学校の給食費の無償化について

質疑順 7 緑風会 角田真美副委員長

- 5 (款) 10教育費 (項) 5 社会教育費 (目) 5 図書館費におけるデジタル図書館事業について
(1) 小中学生へ向けた活用推進について
6 (款) 10教育費 (項) 5 社会教育費 (目) 6 郷土文化館費における郷土文化館本館管理運営事業について
(1) デジタルミュージアムの展開について

質疑順 9 日本共産党 田中利恵子委員

- 6 (款) 10教育費 (項) 1 教育総務費 (目) 2 事務局費における学校給食事業について
(1) 給食費を無償化すべきことについて

質疑順 10 誠新 池田彩乃委員

- 5 (款) 10教育費 (項) 5 社会教育費 (目) 4 生涯学習センター費におけるキャンパスおだわら事業について
(1) 自分時間手帖について

*予算特別委員会総括質疑（教育部）

委員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
小谷 英次郎	小中学校の給食費の無償化について	教育部長	学校給食費を無償化していくことへの本市の見解を伺う。	本市では、昭和47年に中学校での完全給食を全校で開始するなど、学校給食については、先進的に取り組んできた。給食費については、学校給食法において「施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費は学校の設置者が負担し、その他の経費は保護者が負担する」とされていることに基づき、食材料費を保護者に御負担いただいているが、就学援助世帯については無償としている。さらに、物価高騰に伴う値上がり分について、令和5年度当初予算でも市費で負担し、保護者負担を軽減する予定である。給食費無償化には、多額の財源が継続的に必要となるため、国や県、他自治体の動向のほか、市民ニーズや必要性、そして他施策とのバランスを見極めることが必要であると考えている。
田中 利恵子	に給つ食費を無償化すべきこと	教育部長	財政状況が大変な中、無償化を実施している中井町等の姿勢に学ぶべきだと考えるが、市はどのように考えるか伺う。	本市では、学校給食法に基づき、食材料費を給食費として保護者にご負担いただいているが、物価高騰に伴う食材料費の値上がり分については、令和4年度に引き続き、令和5年度当初予算においても市費で負担する予定である。給食費無償化には、多額の財源が継続的に必要となるが、それぞれの自治体によって財政状況には違いがあり、実施すべき施策の優先順位も異なっている。本市では、就学援助による支援や物価高騰対策など、社会経済状況を捉えた支援を適切に実施している。

*予算特別委員会総括質疑（文化部）

委員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
角田真美	活用中促進について	文化部長	自ら資料にあたる調べ学習も大切になっていることから、全ての小中学生に電子図書館につながる機会を積極的に与える必要があると考えるが、見解を伺う	昨年10月に電子図書館を開始したが、利用できるコンテンツが少ないことなどから、小中学生の利用はまだ進んでいない。電子図書館は、興味関心に応じて気軽に図書資料にアクセスできることから、主体的な学習を進めていく上で極めて有効であり、小中学生全員に貸与されている学習用端末を活用した利用方法について、教育委員会と検討を進めているところである。複数の小中学生が同時アクセス可能な読み放題コンテンツの導入や、興味に沿った電子書籍の選書・拡充などにより、電子図書館の利用促進に向けた環境づくりに努めていきたい。
	デジタルミュージアムの展開について	文化部長	デジタルミュージアム創設事業における、資料のデジタル化の概要と今後について伺う	デジタル化の対象資料は、土器、古文書、絵地図、甲冑や刀剣、絵画や彫刻、16ミリフィルムやガラス乾板写真など、多種多様で、それぞれの特性に合った方法で、高精細画像、3D画像、VR動画等の先進的な技術を駆使し、デジタル化の作業を行っている。令和5年度以降については、令和4年度の事業で対象としなかった資料のデジタル化作業を職員が行い、掲載する資料数を増やしていくとともに、より分かりやすく伝えるため、コンテンツ内容の充実を図っていきたい。
		文化部長	デジタルミュージアムのオープン時に、どのくらいの枚数の撮影が完了する見込みなのか伺う	オープン時におけるデジタル撮影の完了見込みの画像枚数は、歴史資料が約2万7千枚、民俗資料が約1千枚、美術資料が約1千700枚、写真が約9千枚、自然科学資料が約1万5千枚等、併せて約5万6千枚を見込んでいる。なお、撮影した画像は、著作権等の権利関係等により一部公開できない画像もある。
文化部長	学校教育の場での活用について伺う	デジタルミュージアムには、子ども向けのコンテンツ、「キッズ・ミュージアム」を設ける予定である。ここには、教育研究所発行の小中学校用の副読本や、郷土文化館が主催する磯の生物の観察会や土器の製作体験講座など、子どもたちの自主的な郷土の学びを促すような、魅力のあるコンテンツを掲載していく。これらのコンテンツを学校教育の場で積極的に活用していただけるよう、教育委員会と連携を図りながら、更なる検討を進めていきたい。		

委員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
池田彩乃	自分時間手帖について	文化部長	自分時間手帖について、実際に利用されている方、キャンパスおだわらのホームページを閲覧した方から、これまでどのような御意見が届いているのか伺う	生涯学習情報を掲載した自分時間手帖は、生涯学習の団体・サークルやキャンパス講師と、生涯学習活動を始めたいと思いついた人とを結ぶための情報誌として発行している。自分時間手帖を利用された方からは、「団体・サークル情報等が充実しており、求めているサークルに入会することができた」、また、団体・サークル、キャンパス講師からは、「自分時間手帖の利用者からの活動依頼やサークル参加への申込みの連絡が増えた」、などの声が寄せられている。

「おだわらデジタルミュージアム」のサイトオープンについて

国のデジタル田園都市国家構想推進交付金等を活用して創設する「おだわらデジタルミュージアム」は、本市が所蔵する貴重な歴史的、文化的資料をインターネット上で広く公開し、歴史、文化に触れる機会・場を提供することで、市民の生涯学習活動に資するとともに、歴史と文化の次世代への継承や学校教育・観光振興につなげていくものです。

令和4年10月以降、撮影・データ登録、サイト構築作業を進めてまいりましたが、このたび令和5年3月31日（金）にオープンいたしました。

デジタルミュージアムでは、歴史的、文化的資料を多数公開していきますが、特に城絵図などの高精細写真、皆春荘をはじめとする歴史的建造物のVRツアー、城模型などの3D画像、などの魅力的なコンテンツを提供いたしております。

このほか、教育研究所等のご協力をいただき、小中学生向けの学習コンテンツとして整備したキッズミュージアムのほか、文化財を訪ね歩くための文化財マップなども取り揃えました。

今後も専門家や制作会社等からのサポートを受けながら、引き続き職員が資料のデジタル化作業を行い、より魅力的で分かりやすいものとなるよう、コンテンツ内容の充実を図ってまいります。

サイトオープン日 令和5年3月31日（金）

URL <https://odawara-digital-museum.jp>

（小田原市公式ホームページからもリンクしております。）

担 当

生涯学習課

郷土文化館 鈴木

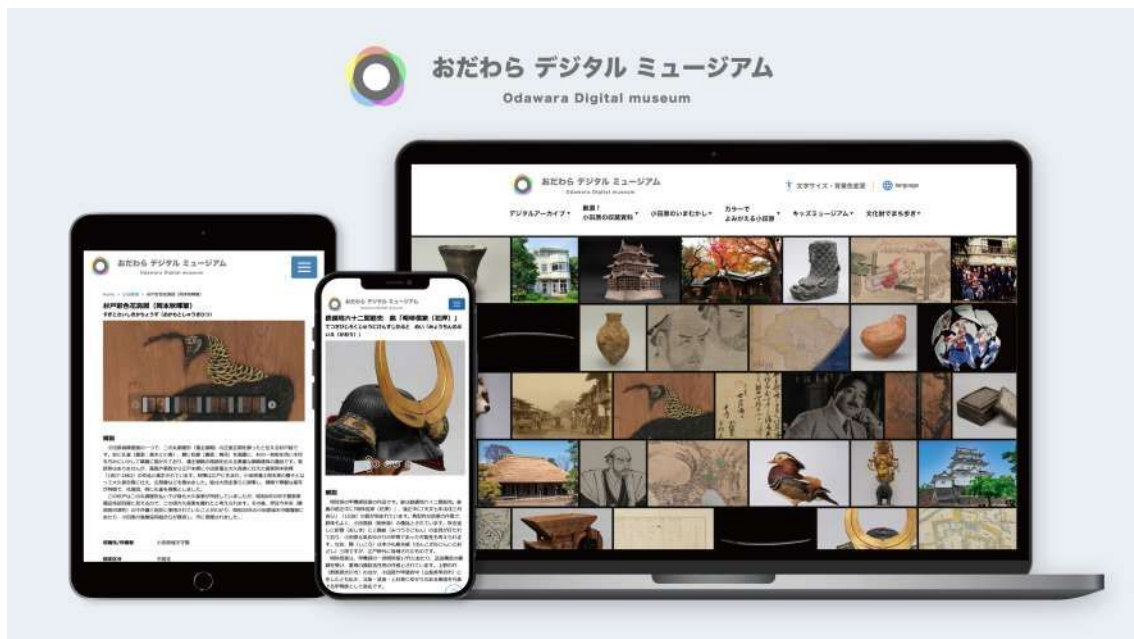
電話 0465-23-1377

「おだわらデジタルミュージアム」2023年3月31日オープン

貴重な資料を高精細写真、3D、VRツアーで閲覧

小田原市が収集している資料を“いつでも”、“誰でも”、“簡単に”閲覧、検索することができる「おだわらデジタルミュージアム」を開設しました。市内各施設等で収蔵する膨大な資料をデジタルアーカイブに集約することで、郷土の貴重な資料のデジタル情報を後世まで確実に継承するとともに、学校教育、生涯学習活動、及び観光振興としても活用できることを目的としています。

小田原市の歴史と文化の魅力を身近に感じることができる、豊富で多彩な文化資源を存分にお楽しみください。



● デジタルアーカイブ

撮影画像枚数約5万6000枚の資料を格納し、それらを検索・閲覧できるページです。キーワード検索機能の他、小田原市内の施設やおすすめカテゴリーでの絞り込みが可能となっており、研究や学校教育など幅広い場面でご利用いただけます。

デジタルアーカイブ

キーワード検索

 画像がないものも表示

おすすめカテゴリー



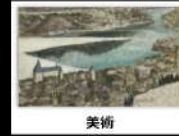
考古



歴史



民俗



美術



写真



文学



自然



建造物



天然記念物



史跡

デジタルアーカイブ



資料撮影

• 厳選！小田原市収蔵資料

小田原市収蔵資料の中でも選りすぐりの貴重な資料を、高精細写真、3D・ObjectVR、VRツアー等で楽しく詳しく閲覧できます。北原白秋の草稿資料を、元TBSアナウンサーの堀井美香さんによる朗読を掲載したコンテンツなど、本市の特色ある資料群をテーマ別に紹介しています。

• 3D・ObjectVR

小田原城天守模型 (小田原市所有模型)

おだわらじょうてんしゅもけい (おだわらししゅもけい)



解説

江戸時代に制作された小田原城三重天守の雛形 (模型) です。小田原城は度々地震の被害を受け、天守も何度も建て替えや修理が行われたので、この時の検討用などに作られたかとみられています。五重天守模型 1基は戦災で焼失しましたが、三重天守模型が3基も現存していて、全国的にも類例がありません。三重天守模型は、年代や製作者は未詳ですが、いずれも縮尺1/20で制作され、この内小田原市蔵と大久保神社蔵の2基が小田原城天守閣に収蔵されています。

小田原城天守模型 (小田原市所有模型)

3D・ObjectVR : <https://odawara-digital-museum.jp/selection/3d/>

• VRツアー



皆春荘・旧山縣有朋別邸

VRツアー : <https://odawara-digital-museum.jp/selection/vr/>

• 高精細・朗読コンテンツ

朗読 : 堀井美香

北原白秋「天竺鼠のちび助」 (大正10年頃) <https://odawara-digital-museum.jp/selection/hakusyu/72/>

北原白秋「ねんねの騎兵」 (大正11年) <https://odawara-digital-museum.jp/selection/hakusyu/75/>

北原白秋「空に真赤な」 (大正8年) <https://odawara-digital-museum.jp/selection/hakusyu/70/>

「ねんねの騎兵」(大正11年)

「ねんねのきへい」



解説

「赤い鳥」(第8巻第2号、大正11年(1922)2月)初出、『祭の笛』『ねんねのうた』(アリス、大正11年6月)再録。
銃を持ったおもちやの兵隊が、どうもろこし畑で昼寝をしている間におもちやの愛馬が逃げ出し、ぐるりと小旅行をして戻ってくる白昼夢、おもちやの兵隊が夢うつづに見る幻想的な作品。童話の一節のような物語的な童話です。

「ねんねの騎兵」(大正11年)

● 小田原のいまむかし

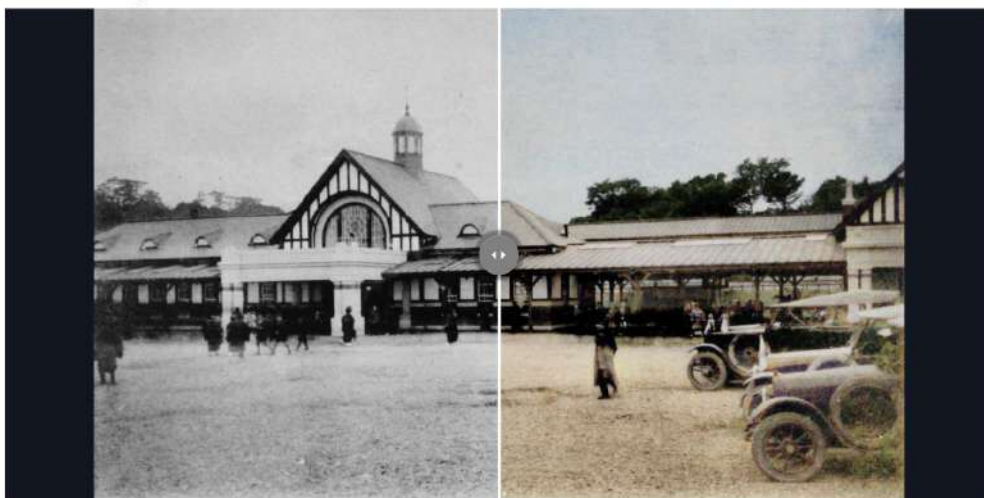
小田原の歴史と民俗の特色を紹介するほか、貴重な写真やフィルム動画などをデジタル化し、小田原の現在までの歩みをビジュアルで知ることができます。

カラーでよみがえる小田原

小田原を写した写真を人工知能(AI)によってカラー化しました。

鉄道：<https://odawara-digital-museum.jp/photo/railroad/>

開業時の小田原駅舎



解説

開業後間もない小田原駅舎を写した写真です。熱海線の開通によって小田原電気鉄道の国府津方面の線路は廃止され、同時に幸一丁目から小田原駅に線路が延長されました。この建物は関東大震災で被害を受けましたが修復され、平成15年(2003)まで使われました。

開業時の小田原駅舎

大災害：<https://odawara-digital-museum.jp/photo/catastrophe/>

関東大震災①小田原駅前



解説

大正12年（1923）9月1日に発生した関東大震災に際し、震源域に近い小田原では全戸数5155戸のうち4572戸が全半壊または焼失しました。駅前周辺でも多くの建物が倒壊している様子が窺えます。右手に見えるのは脱線し立ち往生した町内電車です。

関東大震災 小田原駅前

• キッズミュージアム

子ども向けの体験イベントの紹介や地域学習の調べ物、夏休みの課題研究に活用できる情報を提供しています。キッズミュージアム：<https://odawara-digital-museum.jp/kids/museum/>

たいけんメニュー



小田原市教育研究所から発行されている副読本です。
郷土学習資料として、多くの小・中学生が活用中です。



わたしたちのおだわら



郷土読本小田原



小田原の自然

副読本

文化財でまち歩き

小田原市内の文化財やその収蔵施設などを示したデジタルマップを掲載し、観覧できるスポットやまち歩きに便利なモデルコースを紹介しています。

おだわら文化財マップ：<https://odawara-digital-museum.jp/point/map/>



おだわら文化財マップ

おだわらまち歩きツアー：<https://odawara-digital-museum.jp/course/list/>

Home > コース

5件見つかりました



小田原城
総構を歩こう

小田原城総構を歩こう
距離:6.44km



歴史と文化の香るまち
散策コース

歴史と文化の香るまち散策コース
距離:8.41km



白秋童謡の
散歩道を歩こう

白秋童謡の散歩道を歩こう
距離:4.28km



板橋
松永記念館周辺を巡る

板橋・松永記念館周辺を巡る
距離:3.15km



二宮金次郎
生誕の地を歩こう

二宮金次郎（尊徳）生誕の地を歩こう
距離:3.95km

まち歩きツアー

おだわらデジタルミュージアムURL : <https://odawara-digital-museum.jp/>



小田原市郷土文化館

電話 : 0465-23-1377

Fax : 0465-23-0672

Email : kyodo@city.odawara.kanagawa.jp

令和4年度下半期寄付採納状況について

物品

	寄 付 者	寄 付 物 品	見 積 額	使 途 先
1	小田原市城内 おだわら学習帳配布実 行委員会	おだわら学習帳 8,600 冊 おだわらぬりえ 2,600 冊	約 1,120,000 円	学習帳 市立小学校 1 年生から 6 年 生 ぬりえ 4 歳児及び市 立小学校 1 年 生
2	足柄下郡箱根町湯本 本間 昇	書籍「寄木に生きるⅡ 守 破離する九十翁本間昇」39 冊	55,770 円	市立小中学校 ほか
3	小田原市小船 小田原市立下中小学 校 PTA	大型簡易テント 5 張	378,750 円	下中小学校
4	小田原市米神 片浦地区青少年健全 育成協議会	学校用図書	30,000 円	片浦小学校
5	匿名	松永安左エ門関係資料（写 真）2 点	不明	郷土文化館
6	匿名	ワンタッチテント（文字入 り）1 張	160,000 円	城北中学校
7	小田原市久野 喜多 靖	あんぱんまんつみき 1 個 デジタル九九 1 個	不明	おだわら子ど も若者教育支 援センター
8	東京都港区芝大門 株式会社ベントラー・ オートモーティブ	事務椅子ほか 17 件 34 点	509,452 円	尊徳記念館
9	匿名	「貧富の碑」拓本	不明	尊徳記念館

10	匿名	クワコキ	不明	尊徳記念館
11	東京都品川区西中延 小澤 真里	書籍「早き雲と青き空を追いかけて 伊勢新九郎・北条氏照見聞録」 11冊	8,470 円	市立中学校 11 校
12	小田原市中曾根 令和 4 年度保護者と教師の会 令和 4 年度卒園児保護者代表	巧技台はしご 1 台、3 ステップハードル 1 セット	90,261 円	東富水幼稚園
13	小田原市矢作 保護者と教師の会	ソフト積み木 1 セット	40,625 円	矢作幼稚園
14	小田原市栄町 黒柳 喜昌	駅伝入賞メダル（大正時代） 19 点 写真 1 点	不明	郷土文化館
15	小田原市南板橋 佐藤 裕子	感謝状 2 点 写真 2 点	不明	郷土文化館
16	小田原市米神 片浦 JFC	児童用サッカーゴールポスト	47,850 円	片浦小学校
17	東京都港区虎ノ門 MT&ヒルトンホテル株式会社	電子黒板ほか 5 件 10 点	802,400 円	片浦小学校
18	小田原市栄町 株式会社みずほフィナンシャルグループ 損害保険ジャパン株式会社 明治安田生命保険相互会社 第一生命保険株式会社	黄色いワッペン（損害保険ジャパン（株）「交通事故損害保険」付）	22,695 円	市立小学校新 1 年生への配布用として
19	匿名	ピクニックテーブル	30,000 円	酒匂幼稚園
20	小田原市栢山 八起会	非接触型体温計 1 個 OA 用紙 A3 6 冊	24,646 円	生涯学習課

21	匿名	ピクニックテーブル	34,650 円	酒匂幼稚園
22	匿名	デジタルカメラ	19,580 円	下中幼稚園
23	匿名	キンダーよみたいむ デジタル×アナログ時計	31,200 円	下中幼稚園
24	小田原市栢山 加藤 隆二	書籍「栢山、忘れな草」(自著) 3 冊	不明	桜井小学校 報徳小学校 城北中学校
25	小田原市本町 小田原市立三の丸小学校 PTA	電子ピアノほか 12 件 16 点	490,583 円	三の丸小学校
26	匿名	書籍 31 冊	不明	町田小学校

現金

	寄 付 者	寄付金額	寄付目的	使途先
1	東京都新宿区大久保 (株)シジシージャパン	1,621,763	図書充実のため	市立小学校 25 校 教育相談指導学級 (しろやま教室・マロニエ教室)
2	匿名	400,000	図書充実のため	酒匂中学校 富士見小学校 下府中小学校 酒匂小学校
3	匿名	100,000	図書充実のため	三の丸小学校

事務担当

教育総務課 総務係

電話：33-1671

資料 4

令和4年度下半期教育委員会職員の公務・通勤災害の状況について

災害発生期間 令和4年（2022年）10月1日～令和5年（2023年）3月31日

種別	所属 職名	傷病名	災害発生状況
公務	学校安全課保健係 会計年度任用職員	右肩甲骨関節 窩骨折	【受傷日時 令和4年11月10日14時30分頃】 川東タウンセンターマロニエ3階ホールで就学时健康診断に従事している際、後片付けの最中に床に敷いてあった養生シートにつまずき転倒し、当日は痛み等がなかったが、翌日右肩の痛みが増強病院を受診し、右肩甲骨関節窩骨折であることが判明した。

事務担当

教育総務課 総務係

電話：33-1671